

(申請不要者用)

所得制限限度額
以上の方対象

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（町独自給付）のご案内

岡垣町では、国の子育て世帯への臨時特別給付金（18歳以下の子どもへの10万円給付）の対象外となっている所得制限限度額以上の世帯に、町の独自給付として子ども一人当たり5万円を支給します！

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童が対象になります。
※婚姻している児童、施設等に入所している児童は対象外です。

2. だれがもらえるの？（支給対象者）

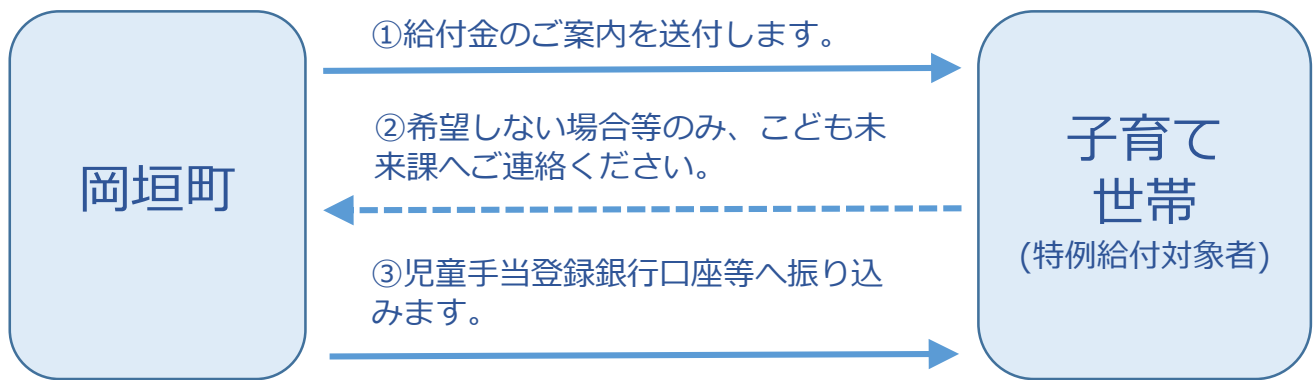
上記に記載のある児童の保護者のうち、次のいずれかに該当し、主に生計を維持している人に支給されます。（児童手当（特例給付）受給者もしくはそれに準ずる対象者）

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付）を岡垣町から支給されている
- ②令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児分の児童手当を岡垣町から認定されている

3. どんなかたちでもらえるの？（支給方法・支給時期）

原則、申請は不要です。令和4年1月から順次支給します。

令和3年10月支給時の児童手当（特例給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。



お問い合わせは



岡垣町役場 こども未来課（電話：093-282-1211）

「子育て世帯への臨時特別給付金（町独自給付）」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。ご自宅や職場などに岡垣町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに岡垣町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

※「子育て世帯への臨時特別給付金（町独自給付）」は、可能な限り迅速に支給するため、表面の支給対象者に対して支給しています。離婚等により支給対象者と子ども達を現在養育している方が異なる場合、子ども達を現在養育している方に支給されないことがあります。本給付金の趣旨は、離婚等の場合であっても変わるものではありませんので、支給対象者と子ども達を現在養育している方が異なる場合には、子ども達の未来を拓く観点から子ども達のためにご活用いただけるよう支給対象者の皆様にはご協力をお願いします。